

議案第25号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新たに議員」の次に「若しくは月額をもって定められている報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける非常勤職員」を加え、「若しくは」を削り、「伴い議員報酬」の次に「若しくは月額報酬」を、「月の議員報酬」の次に「又は報酬」を加え、同条第3項中「議員報酬」の次に「及び月額報酬」を加え、同条第4項中「（以下「日額報酬」という。）」を削り、「翌月10日」を「翌月末日」に改める。

別表第1農業委員会会長の項中「日額 28,000円」を「月額 48,600円」に改め、同表農業委員会副会長の項中「日額 25,800円」を「月額 44,600円」に改め、同表農業委員会部会長の項を削り、同表農業委員会委員の項中「日額 23,500円」を「月額 40,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 36,500円	同上
-------------	------------	----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定（「翌月10日」を「翌月末日」に改める部分に限る。次項において同じ。）及び附則第3項の規定は、平成29

年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第2条第4項の改正規定を除く。)による改正後の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の規定にかかわらず、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日(選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)までの間における大津市農業委員会の会長、副会長、部会長及び委員に対する報酬の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第4項の規定は、平成29年4月1日以後に従事した職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。

議案第26号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第15号の2を削り、第16号を第14号とし、第17号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「、病院」を削る。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

第15条第2項第2号中「深夜」の次に「(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第17条の2を削り、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「勤務時間」の次に「(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第2条から第5条までの規定による勤務時間をいう。)」を加え、同条を第18条とし、第21条から第25条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

議案第27号

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第1条 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「または2輪」を「又は二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第23条中「）、第56条の7、第70条」の次に「、第86条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第108条第1項」を「第86条の7第1項の申告書、第108条第1項」に改める。

第40条の3第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第62条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第86条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第86条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第86条の2を第86条の3とし、第86条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第86条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第86条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第86条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第86条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第86条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第86条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第86条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第86条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第87条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第89条（見出しを含む。）及び第91条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条第3項中「これを発する」を「その発付の」に改める。

第94条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第94条の2第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第86条の2」を「第86条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「第443条」を「第445条」に改める。

第101条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第86条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第86条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第86条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第86条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「同条第2号ア中」を削り、「左欄」の次に「に掲げる同条の規定中同表の中欄」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(i)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円

	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正)

第2条 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第88条及び新条例」を「大津市市税条例第88条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第88条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第88条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第88条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第88条	大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第52号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
	同条の規定	規定
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第23条第3号の項中「第108条第1項」を「第86条の7第1項の申告書、第108条第1項」に改める。

第4条 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 第1条中大津市市税条例第39条の4及び第39条の5の改正規定並びに次条第3項の規定 平成31年10月1日

附則第2条第3項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

第5条 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第82号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成29年度以後の年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大津市市税条例第62条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定並びに第4条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中大津市市税条例第40条の3第1項ただし書の改正規定 平成29年4月1日（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第28号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第19項第1号」を「別表第18項第1号」に改める。

第7条中「別表第28項第1号」を「別表第27項第1号」に改める。

別表中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、同表第19項第4号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項若しくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物（以下この項において「特定建築行為等に係る建築物」という。）以外の建築物である場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	18,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	300,000円
50,000平方メートルを超えるもの	570,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額（建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項及び第60項において同じ。）が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	77,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	194,000円
50,000平方メートル以上のもの	271,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては当該建

築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定し、建築物を増築又は改築する場合において当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築又は改築をする部分以外の部分をいう。別表第60項第1号及び第7号において同じ。）があるときにあっては当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

別表第19項第7号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	25,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	140,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、第4号イの規定により算定して得られる額を合算した金額

別表中第19項を第18項とし、第20項から第50項までを1項ずつ繰り上げ、同表第51項中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第50項とし、同表第

52項第1号ア(7)中「登録住宅性能評価機関」の次に「(第59項及び第60項において「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同号イ中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第51項とし、同表中第53項から第59項までを1項ずつ繰り上げ、同表第60項中「(平成24年法律第84号)」を削り、同項第1号ア(7)中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(次項において「登録建築物調査機関」という。)その他規則で定める者」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」に、「(以下この項)」を「(以下この表及び(イ)の表)」に改め、同号ア(イ)中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同号イ(7)の表中「45,000円(評価書面)」を「45,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この号において「評価書面」という。))」に改め、同項第2号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項第3号中「2分の1」の次に「(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)」を加え、同項第4号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同表第59項とする。

- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。

別表第61項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項第5号ア中「登録建築物調査機関その他規則で定める者」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「以下この号」を「これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この表及び(イ)の表」に、「評価書面」を「評価書面等」に改め、同号イ中「43,000円(評価書面)」を「43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面(これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この号において「評価書面等」という。))」に、「評価書面」を「評価書面等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第1号」を「第2

号」に改め、「2分の1」の次に「(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号ア(7)の表中「登録建築物調査機関その他規則で定める者」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「この号」を「この表及び(イ)の表」に改め、同号イ(7)の表中「43,000円(評価書面)」を「43,000円(登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面(以下この号において「評価書面」という。))」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下この項において「工場等」という。)の用途以外の用途に供するものである場合

(7) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	230,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。)について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床

面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(イ) モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	89,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円
50,000平方メートル以上のもの	538,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合

(ア) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	26,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000円
50,000平方メートル以上のもの	311,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(イ) (7)に掲げるもの以外のもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	21,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	216,000円
50,000平方メートル以上のもの	300,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分

の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合

(ア) 工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であって、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの 当該建築物の全部が工場等の用途に供するものとみなしてイ(4)の表を適用して算定した金額

(イ) (ア)に掲げる建築物以外の建築物 当該建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなしてアの規定を適用して算定した金額

別表第61項に次の2号を加え、同項を同表第60項とする。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。）の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第2号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 29 号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、平成 29 年度以後の歳入及び歳出について適用し、平成 28 年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

議案第 30 号

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

大津市立老人憩の家条例（昭和 57 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表大津市立伊香立老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天神山団地の項中「42」を「40」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を第 4 条の 4 とし、第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 3 前 2 条に定めるもののほか、ガス事業の今後の在り方に関し必要な事項について調
査審議させるため、大津市ガス事業の在り方検討委員会（以下この条において「委員会」とい
う。）を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者及び消費者団体から選出された者のうちから、公営企業管理者
が委嘱する。

4 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別
に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部藤尾幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | ごみ処理施設整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市伊香立北在地町及び膳所上別保町 |
| 3 | 工 事 概 要 | 北部クリーンセンター及び環境美化センター整備工事（詳細設計を含む。）
一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 33,545,154,240 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 日立造船・極東・村本・前田特定建設工事共同企業体 |

契約締結者

大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

議案第35号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月20日提出

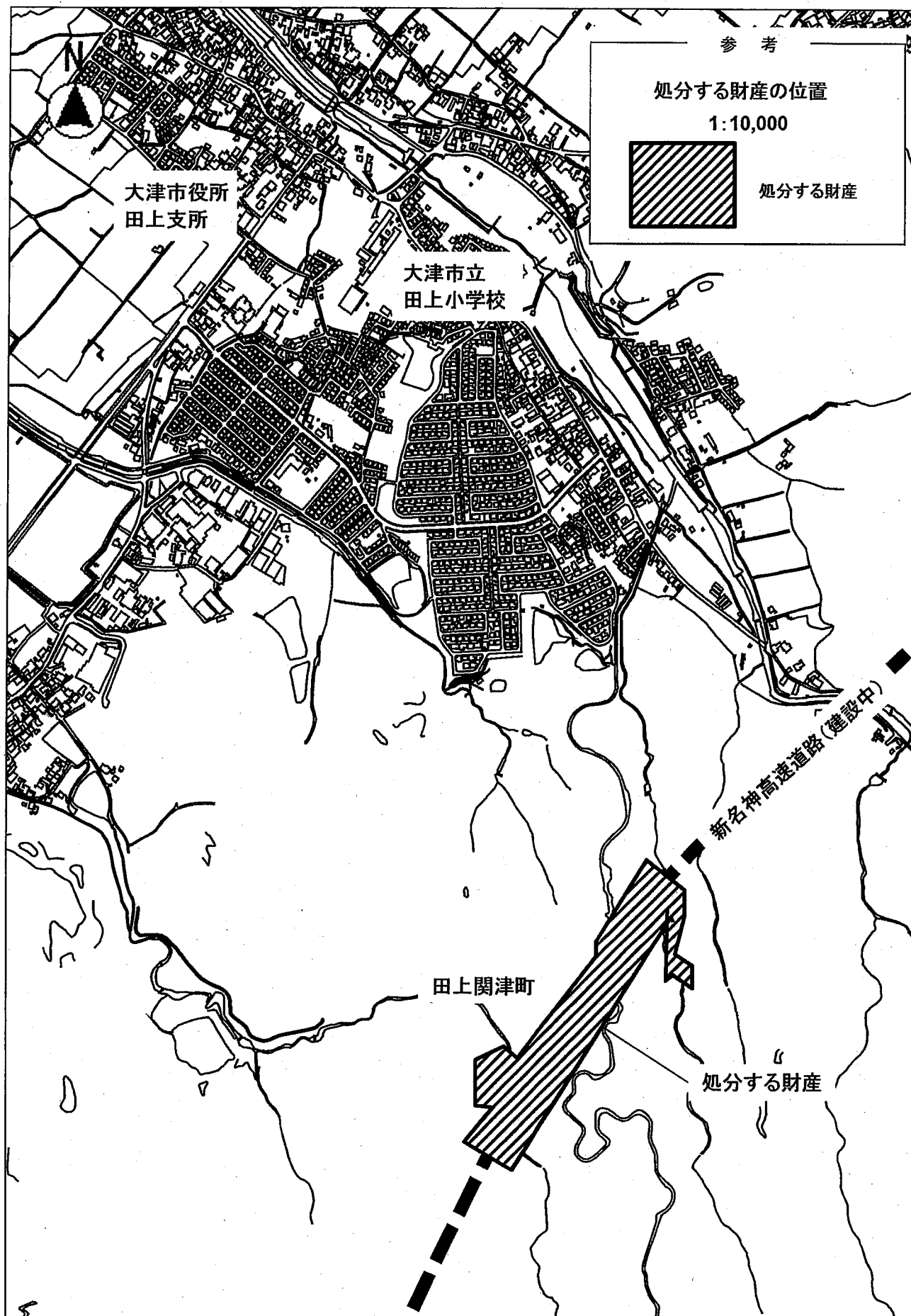
大津市長 越 直 美

- 1 処分する財産 土地
所 在 大津市田上関津町字小笹生嶽3番の一部
面 積 80,321.09平方メートル
- 2 処分価格 265,059,597円
- 3 処分の相手方 西日本高速道路株式会社

(参考)

市は、処分する財産の対償として、次のとおり相手方から土地を取得する。

所 在 大津市関津一丁目字法花房1037番5
面 積 401.89平方メートル
取得価格 14,500,000円



議案第 36 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２７第２項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第２５２条の３６第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

- 1 契 約 金 額 14,000,000円を上限とする額
- 2 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 契約の相手方 [REDACTED]

公認会計士 松尾 宏文